

八木駅南有地活用事業に係る違約金整理表

標記事業の基本協定書及び事業契約書に定める違約金規定につき下表のとおり整理致しました。

募集要項等の質問・回答に記載している項目もございますが、違約金の規定につき以下のとおり整理します。

- ① 下表の※1につき、設計・建設期間での適用は無く、引渡し又は供用開始後に適用される条項であり、該当する違約金額は下表のとおりとします。
- ② 下表の※2につき、一部の業務の不履行等による場合、原則該当業務の解除となり、事業契約の全解除はないこととします。

出典	解除等事由		解除等事由及び期間別の違約金額		
			基本協定締結(H27.1)～本契約締結(H27.3) (約3ヶ月間)	設計・建設期間(H27.3～H30.2:約3年)	維持管理・運営期間(H30.3～H50.3:約20年)
基本協定書	第6条	第3項(1)～(2):独禁法違反への抵触 【本事業の入札手続きに限定】	第7条第1項:提案価格の10/100	—	—
		第3項(3):贈賄、談合等不正行為への抵触 【本事業の入札手続きに限定】			
		第3項(4)～(9):暴対法違反への抵触			
	第7条	第2項:事業者側帰責(上記以外)による事業契約の不成立	第7条第2項:提案価格の10/100	—	—
事業契約書	第73条	第1項(1):事業者の事業放棄(7日以上) " (2):事業者の破産等の申立て等 " (3):業務報告書への重大な虚偽記載 " (4):上記以外の契約違反で本契約の目的を達することができないと市が判断した場合	—	第81条第1項(1):施設整備費相当額の10/100	第81条第1項(2):年間の維持管理費相当額及び運営費相当額の10/100 + <独立採算業務を含めて解除の場合> 第80条第3項:当初施設賃料の12ヶ月分
		第1項(5):使用貸借契約の事業者帰責による解除	—	第81条第1項(1):施設整備費相当額の10/100	—
		第2項(1):設計又は建設業務への未着手 " (2):事業者帰責により引渡しができない場合 ※引渡予定日より30日経過後	—	—	—
		第3項:事業者帰責により維持管理業務を開始しない場合 【引渡日の翌日から30日経過後】※1 第4項:事業者帰責により運営業務を開始しない場合 【供用開始日から30日経過後】※1	—	—	第81条第1項(2):年間の維持管理費相当額及び運営費相当額の10/100 + <独立採算業務を含めて解除の場合> 第80条第3項:当初施設賃料の12ヶ月分
		第5項:モニタリング結果による契約解除	—	—	—
	第79条※2	第1項:独立採算業務の開始日から3年+79条2項の協議まで (原則6年以内)に独立採算業務が継続不能となった場合	—	—	※79条第1項、第2項に該当せず、事業者が放棄した場合には 第79条第3項による解除となる 第80条第3項:当初施設賃料の12ヶ月分 【継続不能となった独立採算業務(宿泊施設、飲食物販施設)毎に算出】 + <併せて、事業契約を全部又は独立採算業務以外の一部解除を行う場合> 第81条第1項(2):年間の維持管理費相当額及び運営費相当額の10/100
		第2項:独立採算業務の開始日から3年が経過した日以降、79条 2項の協議(原則6年後)により(不採算による)契約解除 となった場合	—	—	第80条第2項:当初施設賃料の6ヶ月分 【継続不能となった独立採算業務(宿泊施設、飲食物販施設)毎に算出】 + <併せて、事業契約を全部又は独立採算業務以外の一部解除を行う場合> 第81条第1項(2):年間の維持管理費相当額及び運営費相当額の10/100
		第3項(1):事業者の独立採算業務放棄(7日以上) " (2):業務報告書への重大な虚偽記載 " (3):定期建物賃貸借契約の事業者帰責による解除 " (4):上記以外の契約違反で独立採算業務に係る募集要項等を満足できないと市が判断した場合 第4項:モニタリング結果による契約解除	—	—	第80条第3項:当初施設賃料の12ヶ月分 【継続不能となった独立採算業務(宿泊施設、飲食物販施設)毎に算出】 + <併せて、事業契約を全部又は独立採算業務以外の一部解除を行う場合> 第81条第1項(2):年間の維持管理費相当額及び運営費相当額の10/100